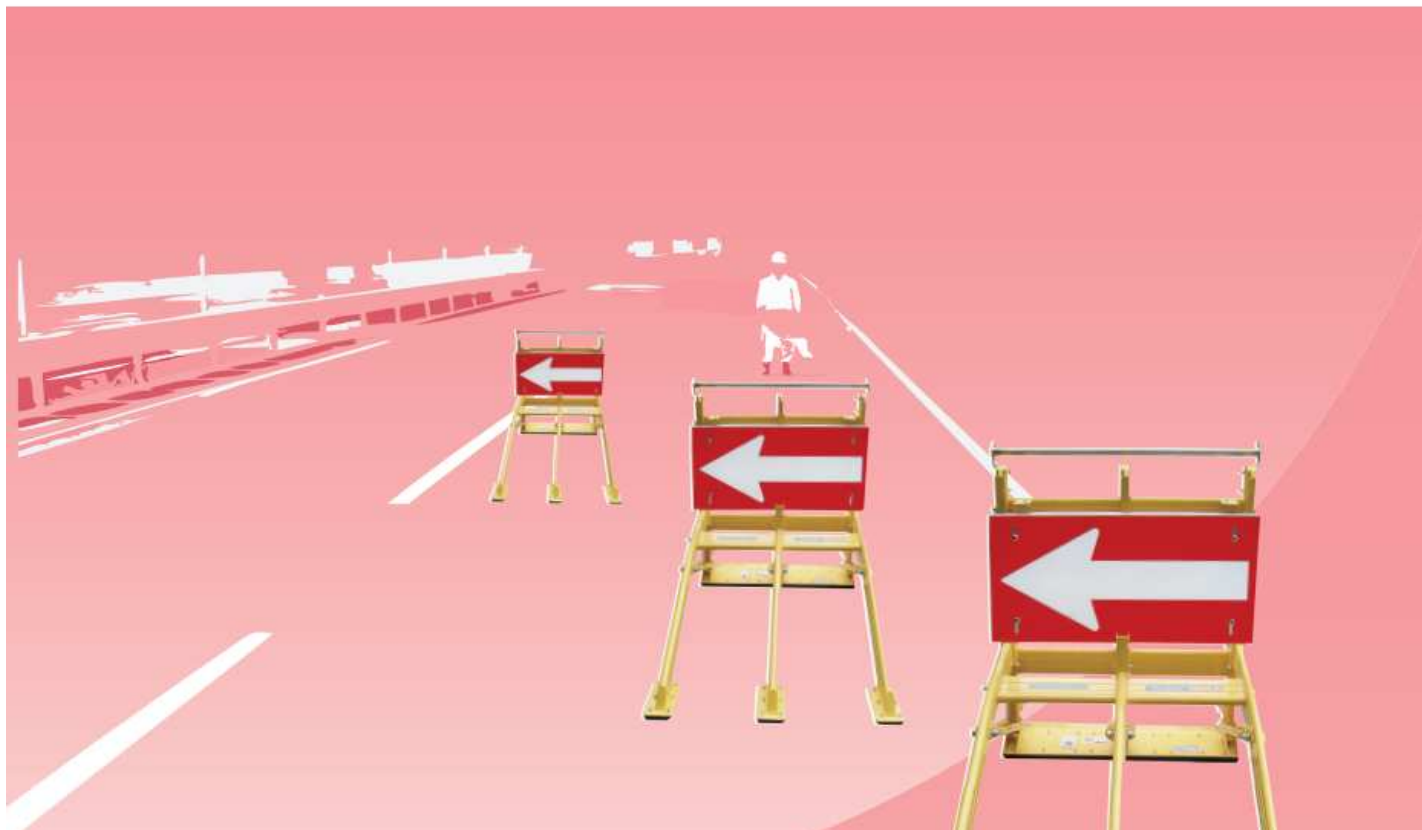
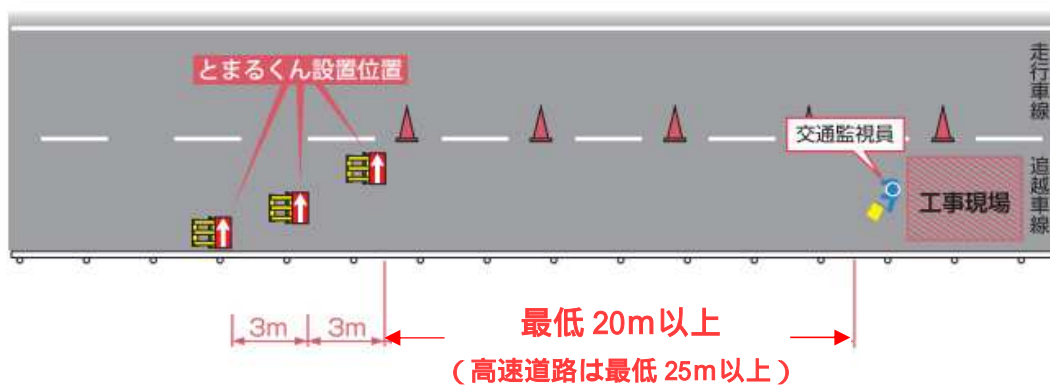


とまるくん(普通車用)

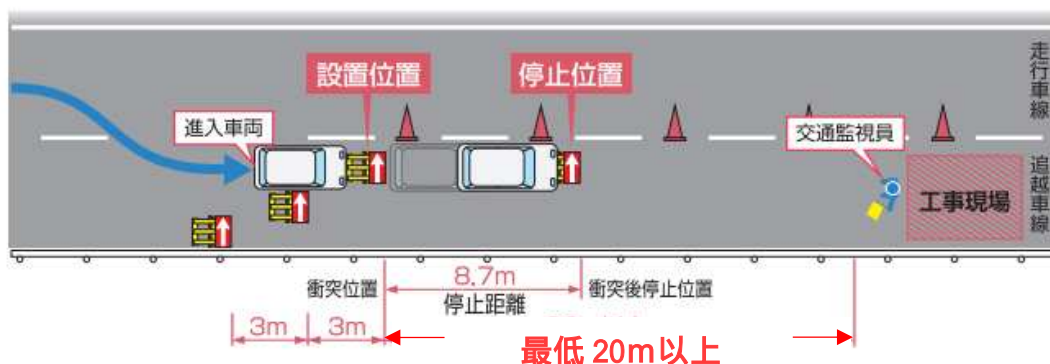


配置図



車両衝突時の停止位置 (衝突実験データに基づく)

60km/h の普通車の場合 (実験では、1 台での停止距離はブレーキ有で 8.7m (60km/h) です。)



※ 記載のデータは正面衝突した場合の実験数値です。実際の道路状況および事故状況によっては、上記数値と異なる可能性があります。

警備業における労働災害防止のためのガイドラインのポイント



このパンフレットは、平成25年2月に全面的に改訂した「警備業における労働災害防止のためのガイドライン」のポイントをまとめたものです。

平成25年2月

中央労働災害防止協会

警備業界の労働災害の状況

1 労働災害発生件数

警備業における休業4日以上の労働災害発生件数は近年1,300件を超えており、全産業の労働災害発生件数が減少している中で、警備業の占める割合は増加傾向にあります。

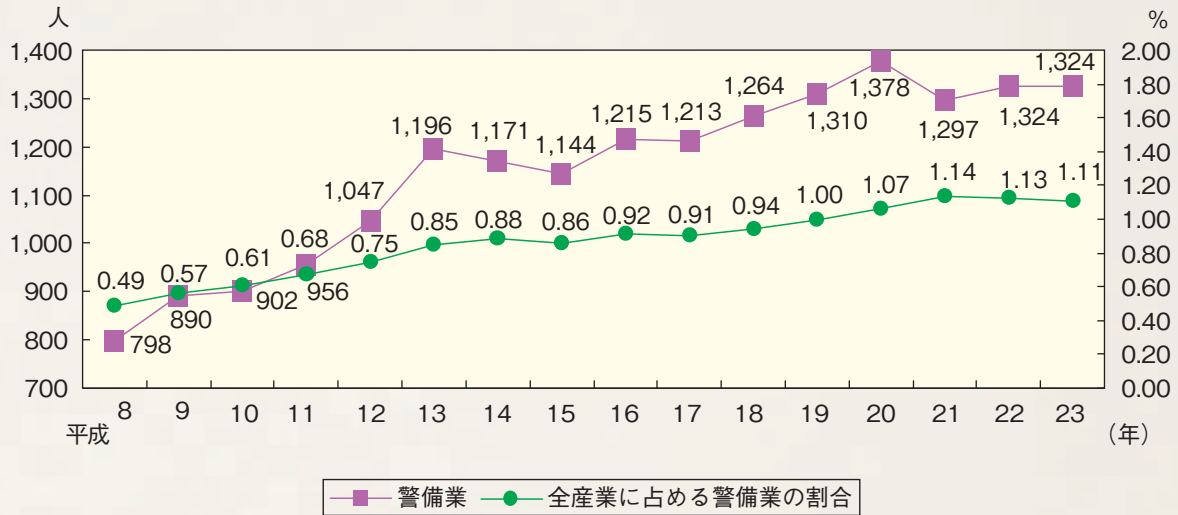


図1 災害発生件数（労働者死傷病報告：厚生労働省：平成8～23年）

平成23年の死亡災害は36人です（東日本大震災を直接の原因とする死亡者9人を除くと27人）。事故の型別に見ると、交通事故や重機等への巻き込まれが多く、熱中症によるものも発生しています。

年齢別発生状況

50歳以上で過半数を占め、うち3割が60歳以上。

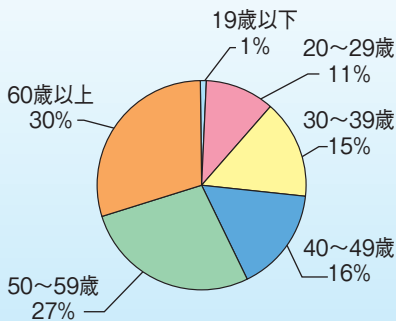


図2 年齢別の死傷災害発生状況
(図2～4中災防HP労働災害分析データより)

事故の型別発生状況

「転倒」が3割、「交通事故」が2割。

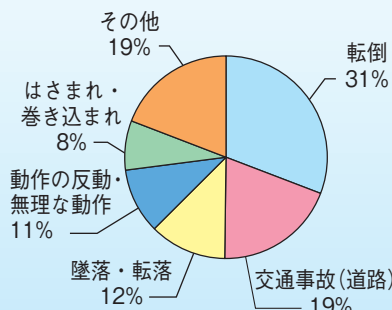


図3 事故の型別の死傷災害発生状況

起因物別発生状況

「仮設物・建築物・構築物等」が3割以上。

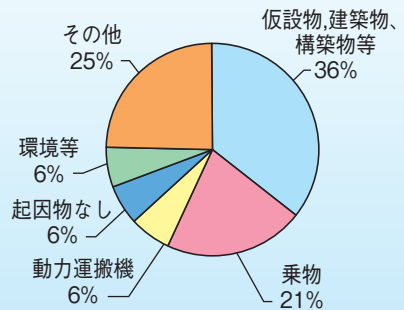


図4 起因物別の死傷災害発生状況

2 警備業における労働災害防止上の問題点

警備業という業務の特殊性から、事業主の安全衛生管理には、製造業等とは異なる問題点が多いです。即ち、

- ① 就業する場所の施設、設備に対する管理権が及びにくいこと。
- ② 警備員の就業中の作業行動に対する監督あるいは指揮が困難であること。
- ③ 警備の種類によっては、不特定多数の公衆や第三者が運転する車両が対象であるため、警備員の業務遂行のための意志が、相手側に伝わりにくいこと。
- ④ 特殊な例としては、第三者が計画的に、あるいは突発的に暴行を加えてくることがあること。
- ⑤ 人間の視野角、暗がりでの色形の認識、暗順応、生理的複視、動体視力、疲労時の反応の遅延など人間生理学を念頭におく必要があること。
- ⑥ 警備業以外の分野（工場、運送業、建築業等）でのリスクに対しても、その請負業務範囲から考えると労働災害防止対策を契約先の状況と警備業との両面で考えた安全対策を図る必要があること。

例えば・・・

- ・ 施設警備業務でありながら、各種車両が頻繁に出入りするため、輸送業での労働災害防止のために行う対策の知識が必要なケース。
 - ・ 工場の警備業務で、その工場に勤務する従業員等より警備員の行動範囲は広く、一時対応する機器も多いが、それらについて詳細にわたり、従業員と同様に説明を受ける機会が乏しいケース。
- ⑦ 酷暑や寒冷など天気や気候に関わらず屋外での作業に従事しなければならない作業環境もあること。

以上のような特殊な条件、作業内容等も考慮の上、有効な安全・衛生管理、心身の健康管理を進める必要があります。



警備業の安全衛生管理体制

1 安全衛生管理体制

労働安全衛生法では、業種、規模に応じて安全衛生管理体制が義務付けられています。警備業での選任義務は次のとおりです。

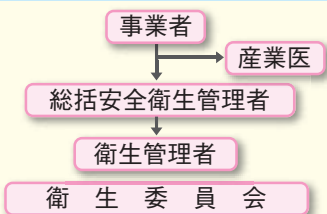
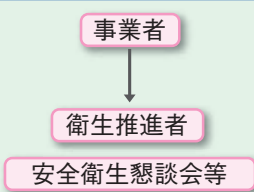
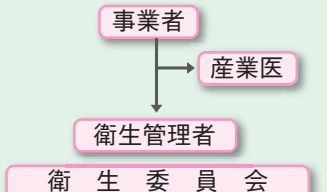
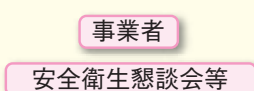
店社規模	安全衛生管理体制	店社規模	安全衛生管理体制
1,000人～		10～49人	
50～999人		1～9人	

図5 警備業における安全衛生管理体制（店社規模別）

小規模の事業場であっても、安全衛生管理体制が必要ないということではありません。9人以下の小規模事業場では、事業者が直接行うことになります。

安全配慮義務の観点からも、自主的に安全衛生管理体制をつくり、労働災害防止に努める必要があります。

2 安全衛生管理の進め方

安全衛生管理は、体制を整えた上で計画 (P:Plan) を立て、実施 (D:Do) し、実施した結果を評価 (C:Check) し、改善 (A:Act) するという「PDCA サイクル」を、連続した一連の自主的活動として継続して実施することが大切です。できるものから取り組んでいきましょう。

事業者による安全衛生方針の表明	事業者は、安全衛生方針を表明し、その方針を警備員等に周知します。
安全衛生管理体制の整備	管理監督者の安全衛生上の役割及び責任と権限を明確にし、安全衛生活動の推進体制を整えます。
安全衛生管理規程等の作成・整備	部門ごとに安全な作業方法を定めます。
リスクアセスメント等の実施	リスクアセスメント等により潜在的な危険を取り除きます。 (具体的な実施方法はp.14～18)
安全衛生計画の作成・推進	事業者の安全衛生方針、リスクアセスメント等の実施結果を踏まえ、安全衛生目標を設定し、目標を達成するための安全衛生計画を作成します。
自主的な安全衛生活動	危険予知 (KY：詳細はp.12～13)、ツール・ボックス・ミーティング (TBM)、ヒヤリ・ハット活動等を実施します。

安全な作業方法の確立

安全に警備業務を行うための主なポイントについて、各業務ごとに紹介します。

1 全般的事項

ア 警備計画とその周知

各警備業務に従事する警備員に警備計画書、警備指令書等に基づき行う警備業務の範囲を十分に把握させること。

イ 保護帽の着用

増改築等における工事、不審者等による加害行為が予測される場合には、原則として、保護帽を着用させること。

ウ 勤務姿勢等

不意の危険に俊敏に対処できるようにするため、ポケットに手を入れたり、上着の襟を立てて視界を狭めたりすることのないよう、常に服装及び姿勢、態度を適切に保持できるよう指導すること。

エ 休憩場所等

休憩室、仮眠室、便所、食事場所、更衣場所を確保するよう努めること。場所の確保ができない場合は、使用できる場所を事前に調べておく等の対処をすること。

2 施設警備

ア 設備機器の使用方法

昇降機、電動又は防火シャッター、防火扉、鉄扉等の設備機器がある場合、あらかじめ施設警備員に、それらの機能及びそれらの危険性、その他の知識、操作方法を周知させること。

イ 危険箇所の周知

階段、段差、ぬかるみ、足元の障害、低い桁等の危険のある場所においては危険回避の指導を行うとともに、過去の事事故事例、今後予測される事故について、あらかじめ施設警備員に示し、事故回避又は予知が出来る必要な知識と対応方法を周知させること。

ウ 不審者への対応

不審者と対峙した場合は、可能な限り複数の施設警備員で対応し、暗い場所を避けて間合いを十分にとらせること。また、凶器、その他の武器となる物の有無を確認し、危害を受けないようにさせること。

エ 不審物への対応

不審物を発見した場合は、不審物のすべてが危険物品であると想定し、安全が確認されるまでは、安易に「近づいたり」「触れたり」「動かしたり」させないこと。

オ 巡回時の警戒、注意事項

巡回中は常に不審者が潜んでいることを想定し、施設警備員の位置、人数等を不審者に察知されないよう自身の足音、会話、懐中電灯の点滅等に注意させるとともに五感を有効に働かせるよう努めさせること。

巡回中は懐中電灯、打刻時計、キーストラップ、その他施設警備員の携行している各種装備品が、周辺の突起物等に引っ掛かり、転倒事故やその他の事故を発生させないようにすること。

カ 火災等発生時における初期消火及び避難誘導

火災が発生した場合は、初期消火及び適切な避難誘導を行うとともに自身の安全を確保させ、施設警備員自らの避難経路に炎や煙、有毒ガスや放射能等が回り込むおそれがある場合は、直ちにその場から避難するよう努めさせること。

3 機械警備

ア 特殊な設備等のある施設の周知

高圧電気設備、高温設備、低温設備、その他人の身体に害を与えるおそれのある特殊な設備機器がある場所において機械警備業務を行う場合は、あらかじめ機械警備員に、それらの危険性及びその他必要な知識、操作方法を周知させること。

イ 安全運転の遵守

緊急事態が発生し、現場へ急行する場合の車両の運転については、⑥「輸送警備」の項目に準じて行わせること。

ウ 設備機器の使用方法、不審者・不審物への対応、巡回中の注意事項

設備機器の使用方法、不審者・不審物への対応、巡回中の注意事項については②「施設警備」の各項目に準じて行わせること。

エ モニター監視業務に係る対策

機械警備の基地局における警備員(管制員)の負担を軽減し、支障なく業務を行うことができるようにするために「VDT作業における労働衛生管理のためのガイドライン」(平成14年4月・厚生労働省)に留意し、次のようなVDT業務による人体への影響を考慮した対策を行うこと。

- ①目に与える影響を防止(ドライアイ・視力低下等)すること。
- ②長時間の同じ姿勢による体への影響を防止すること。
- ③精神的なストレスによる影響の防止に関すること。



4 雑踏警備

ア 雑踏警備業務用資機材等の使用方法等

携帯する装備品、雑踏警備業務用資機材の正しい装着方法、使用方法、使用手順などの知識・技術を習得させること。

イ 広報活動

広報位置は、群集を見渡せ、同時に群集からも警備員の姿がよく見える位置で、広報活動中に誤って転倒することのない場所を選定させること。

平常時、緊急時における広報の種類や方法の知識・技術を習得させ、群集の安全と全体の秩序を維持するように努めさせること。

ウ 泥酔者又は粗暴な者、不審者への対応

泥酔者や粗暴な者、その他挙動不審者を確認したときは、速やかに警備隊本部へ連絡し、現場においては、相手を刺激することなくその動向を観察すること。

状況によっては、警察官の臨場を要請し、警察官が到着まで他の群集を近づけない措置をとり、自傷、他害のないように監視すること。

エ 不審物への対応

不審物の特徴に関する知識をもたせ、発見した場合には、爆発物等の可能性があるため、安全と確認されるまでは安易に「近づいたり」、「触れたり」、「動かしたり」させないこと。

不審物が爆発物等の疑いがある間は、付近の立入りを禁止する措置を講ずること。

オ 火災等発生時における初期消火及び避難誘導

火災が発生した場合は、初期消火及び適切な避難誘導を行うとともに自身の安全を確保させ、雑踏警備員自らの避難経路に炎や煙、有毒ガスや放射能等が回り込むおそれがある場合は、直ちにその場から避難するよう努めさせること。

5 交通誘導警備

ア 装備品、保安用資機材の周知

交通誘導警備業務に使用する装備品（手旗又は誘導灯、警笛、トランシーバ等）、保安用資機材（保安柵、セフティコーン、ラバーコーン、回転灯、衝突吸収緩衝材、各種表示板等）の正しい装着方法、使用方法、使用手順などの知識・技術を習得させること。

イ 特殊車両等の運転特性等の周知

交通誘導警備業務の現場において使用される各種の特殊車両について、その運転特性（前進、後退、斜行、旋回、吊り上げ、牽引等）をあらかじめ周知させ、受傷事故を防止させること。

ウ 関係法令の遵守

交通誘導警備員に道路交通法関係法令の規定を順守させ、法令違反となる誘導をさせないこと。

エ 保安用資機材の設置及び撤去

保安用資機材の設置は、通行する車両の進行方向から設置し、撤去する場合は、進行方向の逆の地点から撤去させること。また、その都度左右の安全を確認し、通行車両等による受傷事故の防止に努めさせること。

オ 保安用資機材の点検等

道路工事現場等に設置した保安用資機材について、その設置場所、設置方法、破損箇所などの点検を励行させ、確実な維持管理に努めさせること。

保安用資機材によって区画された工事現場内や、車道、歩行者通路等の路面の状況を常に点検させ、資機材のはみ出し、障害物や砂利等の放置等、事故の原因となる状況がある場合には、速やかに契約先等に報告するとともに、その状況の改善を図らせること。

カ 誘導位置の選定

業務前の立ち位置選定と避難場所確保、業務中の留意事項、禁止事項を留意させること。

キ 合図実施上の留意事項

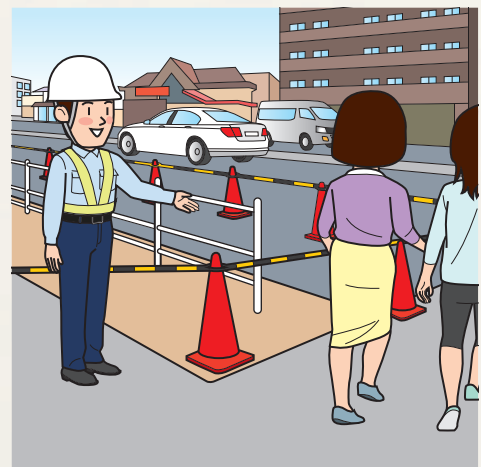
次の事項に留意させること。

- ① 停止、進行、徐行、その他の合図は、わかりやすく大きな動作で行い、不明確な動作は行わないこと。
- ② 停止の合図を行う場合は、道路の中央や通行する車両の前面に飛び出してはならないこと。
- ③ 停止の合図はゆとりを持って明確に行い、特に、悪天候の際には車両の停止距離に十分留意し、安全確保に努めること。
- ④ 停止の合図を行った場合は、対象車両及び後続車両が確実に停止したことを確認するまで注視を継続し、また、停止した車両を発進させるまでは停止の合図を継続すること。
- ⑤ 特に夜間は、過労運転、飲酒運転、速度違反等による重大事故の発生が多いことに留意し、常に安全確保に努めること。
- ⑥ 住宅環境等により使用できない場合を除き、合図を明確に運転者等に伝えるため警笛又は拡声器を併用すること。

ク 交互通行による誘導

交互通行時には、起点及び終点その他必要な個所の安全な場所に位置させ、相互に緊密な連携を保つように努めさせること。

カーブ等の見通しの悪い場所においては、警備員相互の連携



に支障が生じないようにトランシーバ等の資機材を活用させること。

自己の誘導する車両等を発進させる場合には、対向する車両等が停止していることを確認してから発進させること。

ケ 後進車両の誘導

後進車両を誘導する場合には、事前に右折又は左折の有無等について運転者と打合せを行い、運転者の死角に入らないようにし、音声又は警笛を使用して誘導すること。

誘導方向に壁や他の車両等の障害物がある場合には、それらとの間に挟まれるおそれのある場所に立ち入らないこと。

6 輸送警備

ア 装備品の準備

輸送警備員が使用する装備品（警戒棒、警戒杖、非金属製の楯、警笛、制服等、防弾チョッキ、防刃チョッキ、トランシーバ、警報送信機等）の正しい装着方法、使用方法、使用手順などの知識・技術を習得させること。

イ 安全運転の遵守

車両の運転にあたり「交通労働災害防止のためのガイドライン」（平成 20 年 4 月改正・厚生労働省）に留意するほか、次により安全運転を行わせること。

- ① 運行前の車両点検を励行すること。
- ② 脇見運転をしないこと。
- ③ 運転中に携帯電話・カーナビ等の操作は行わないこと。
- ④ 居眠り運転をしないこと。
- ⑤ 『だろ』運転ではなく、『かもしれない』運転によって危険を予測して運転すること。
- ⑥ 車両を発進させるときは、周囲の安全を確認してから発進すること。
- ⑦ 前を走行している車両が、急ブレーキをかけても対応できる車間距離をとること。
- ⑧ 雨の日は、スリップしやすいので速度を控え目にする。
- ⑨ 雪の日の運転は、路面凍結によるスリップ事故を防止するため、速度を控えた運転及び早い段階で優しくブレーキをかけること。
- ⑩ 大雨の場合は、水の溜まりやすい『わだち』を避け、タイヤ 2～3 本分左右どちらかに寄って走行すること。
- ⑪ 雪が降りそうな場合は、タイヤチェーンを準備し、状況に応じて装着すること。
- ⑫ タイヤ交換、チェーン装着時は、平坦な場所を選定し、停止表示板等を有効活用し、安全確認を怠らないこと。
- ⑬ タイヤ交換時、ジャッキが外れる事故等の対策として、スペアタイヤを車体下に入れるなど安全対策を実施すること。
- ⑭ エンジントラブル等で、エンジンルームの点検作業を行うときは、火傷等をしないように点検すること。
- ⑮ 降車の際、凹凸等の危険はないか安全を確認してから降車すること。
- ⑯ 横風が強いときは、ハンドルをしっかり握り、速度を控え目にする。
- ⑰ 濃霧の場合は、霧灯又は前照灯等を点け、視野の効く範囲で停止できる速度で走行すること。
- ⑱ 運転中は神経を集中し、ブレーキは早めに踏むこと。
- ⑲ 徐行・一時停止は確実に行うこと。
- ⑳ 右左折時には、歩行者、二輪車等の有無を十分に確認すること。
- ㉑ 運転席から死角となる場所を把握し、安全運転に努めること。
- ㉒ 急ブレーキ、急ハンドル、急発進はしないこと。
- ㉓ スピードを出し過ぎないこと、また、極端な低速運転をしないこと。
- ㉔ 到着予定時間から遅延が見込まれる場合は連絡し、時間に追われているからといって、無理な運転を

しないようにすること。

- ②5 昼食休憩後に運転を再開する場合は、軽いストレッチ等の運動をしてから運転を再開すること。
- ②6 眠気、疲労、目の疲れ等が感じられた場合は、数分間の休憩を入れる等、事故防止対策をすること。
- ②7 次の日の仕事に支障（睡眠不足、疲労等）が出ないように、睡眠をしっかりとり疲労回復に努めること。
- ②8 車両の後退等の誘導員は、運転者の死角に入らないこと。また、誘導は後ずさり歩行では絶対に行わないこと。
- ②9 車両を前進・後退誘導する場合は、運転者の顔と進行方向が確認できる位置から合図すること。
- ③0 駐車場所等への車両の入退出は、左入れ、左出しを原則とし、右入れ、右出しは可能な限り避けること。

ウ 積卸時の周囲の見張り等

積卸作業は、次のように行わせること。

- ① 路上等で積卸作業を行うときは、通行する車両や不審者等にも注意を向けるため警戒員（警戒担当の警備員）を配置すること。
- ② 警戒員は、通行する車両や不審者等が接近してくるような場合には、暗号等を活用して相勤者（一緒に業務を行う警備員）に知らせること。
- ③ 乗車及び降車は安全を確認した上で行うこと。
- ④ 荷台等への昇降は、昇降設備を使用し、飛び降り、よじ登り等の行為をしないこと。
- ⑤ パワーゲートを使用する際、周囲の安全を確認するとともに、操作中は人が近づかないよう配慮すること。
- ⑥ 車両の扉の開閉は確実にいき、手足等をはさまないように注意すること。
- ⑦ 昼食休憩後は、軽くストレッチ等の運動を行ってから業務を再開すること。
- ⑧ 荷物を持ち上げる場合は、中腰のままでは物を持ち上げるのではなく、片膝をついてできるだけ体を物に密着させてつかみ、膝のバネを十分に使って持ち上げること。
- ⑨ 荷室内で作業する場合は、足元に注意し、荷室内を整理整頓しておくこと。
- ⑩ 荷物の手渡し等は互いに声を出しあって、確実に相手に手渡してから手を離すこと。
- ⑪ プラットホームでの積卸作業は、足元等に注意して作業すること。
- ⑫ 金庫室の開放は、不審者等がないことを確認し、安全を確保してから行うこと。

エ 安全な運搬方法

運搬業務は、次のように行わせること。

- ① 搬送に使用する経路等の状況を把握し、搬送中に起こり得る事故（つまずき・滑ったり等）に注意して歩行すること。
- ② 建物等の曲がり角は死角となるので、出会いがしら等の事故に注意し安全確認を怠らないこと。
- ③ 台車で搬送する際、搬送経路上の段差・凹凸等を回避できるよう予め確認し、脱輪・荷物の落下・台車の転倒等に注意すること。
- ④ 雨や雪の日等は、特に滑り易いので注意深く歩行すること。
- ⑤ 無理な姿勢で運搬することを避け、また、運搬物を足等に落とさないよう注意すること。
- ⑥ 出入り口の扉の開閉は確実にいき、手足等をはさまないように注意すること。
- ⑦ 階段等の昇降時には、踏み外し、つまずき等をしないよう注意して歩行すること。
- ⑧ 搬送中の安全確認は前方だけではなく、左右及び後方の安全確認を怠らないこと。

オ その他の留意事項

そのほか、次の点について留意して行わせること。

- ① 過去の事故・襲撃事例等を参考にし、それらの事故等を回避し、又は被害を最小とするため必要な知識及び対応方法を周知し業務を遂行すること。
- ② 現送車のセキュリティ構造・操作手順・顧客情報等の機密事項は、絶対に他言しないこと。情報の漏えいが、襲撃事案に発展する可能性を認識し、自社の信用・信頼を失墜させることのないよう留意すること。

7 身辺警備

ア 装備品の準備

身辺警備員が使用する装備品（私服等、鉄板入りバッグ、特殊警戒棒、防弾チョッキ、防刃チョッキ、携帯無線機、携帯電話、フラッシュライト、カラーボール、携帯用金属探知機等）の正しい装着方法、使用方法、使用手順などの知識・技術を習得させること。

イ 襲撃に備えた対応

次の点について留意して行わせること。

- ① 危害を最小限にとどめるため、沈着冷静に行動し状況判断を誤らないこと。
- ② 常に発生する異常事態を予測し、対応手段を考えて行動すること。
- ③ 些細な不審点でも看過しない周到な注意力を持つこと。
- ④ 広い視野と的確な判断を維持し、常に冷静に対処すること。
- ⑤ 眼に映る物（者）から必要な情報を素早く読み取り、不必要な情報に惑わされない判断力を持つこと。
- ⑥ 警備の際を窺っていることを常に念頭に置き、間隙のない警備態勢を研究実施すること。
- ⑦ 正常行動と不審行動の微細な相違を見逃さず、観察力と判断力を身につけること。
- ⑧ 不審者発見時は、間合いを十分に取りその動向に十分注意すること。
- ⑨ 常に臨機応変な心構えを持つこと。
- ⑩ 襲撃事故発生時は、速やかに襲撃者から遠ざかる方向に避難すること。

8 健康管理対策

ア 健康診断及び事後措置

安衛法では事業者は常時使用する警備員等に対し、健康診断を実施しなければならないことになっています。

- ① 雇入れ時の健康診断
- ② 1年以内ごとに1回の定期の健康診断（常時使用するパートタイム労働者を含む）
- ③ 深夜業（原則として午後10時から午前5時までの間の業務をいう。）その他の有害な業務に従事する場合、当該業務に配置する際及び6ヵ月以内ごとに1回の定期の健康診断

また、健康診断を実施したら、その結果に基づき事後措置や保健指導を実施することが必要です。

なお、個人情報については、個人情報の保護に関する法律及び関連指針を遵守し、特に、健康情報については、厚生労働省から「雇用管理に関する個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項」（平成16年10月29日基発第1029009号、最終改正平成24年6月11日基発0611第1号）が示されており、十分な注意を持って健康診断の結果、病歴等の個人情報を適正に取り扱う必要があります。

イ 職場におけるメンタルヘルス対策

心の病は、「長時間労働により睡眠時間や休息時間が確保できず、心身の疲れが蓄積される」、あるいは「セクシュアルハラスメントやパワーハラスメント等により精神のバランスが崩れる」等、心への悪影響が原因となっています。職場に存在するストレス要因は、警備員等自身の力だけでは取り除くことができないものもあることから、事業者は、自らが事業場におけるメンタルヘルスカケアを積極的に推進することが期待されます。国からは対策として次の事項が示されています。

- ① 衛生委員会等での調査審議
- ② 「心の健康づくり計画」の策定
- ③ 4つのメンタルヘルスカケアの推進

- ・セルフケア（労働者自らが行うストレスへの気づきと対処）
- ・ラインによるケア（管理監督者が行う職場環境等の把握と改善、労働者からの相談対応）
- ・事業場内産業保健スタッフ等によるケア（産業医、衛生管理者等による専門的支援）
- ・事業場外資源によるケア（情報提供や職場復帰支援における外部の専門機関によるケア）

④ その他の具体的な進め方

- ・メンタルヘルスケアを推進するための教育研修・情報提供
- ・職場環境等の把握と改善
- ・メンタルヘルス不調への気づきと対応
- ・職場復帰における支援

ウ 熱中症対策

警備業においては、炎天下での屋外作業、普段人が立ち入らない場所の点検作業などがあります。熱中症にならないよう適切な対応を行いましょう。とりわけ、高齢者は若年者と比べ体内の水分量が減少しており、温度の変化やのどの渇きを感じにくくなっているため、注意が必要です。

作業環境管理

- ① 屋外作業では直射日光や地面からの照り返しを遮ること。
- ② 作業を日陰や朝晩の涼しい時間帯にできないか検討すること。
- ③ 屋内作業では空調、スポットクーラー、扇風機、除湿機等を使用し快適化を目指すこと。
- ④ 作業場所又はその近隣に冷房を備えた休憩場所を設けること。屋外では日陰等の涼しい休憩場所を確保すること。
- ⑤ 休憩場所には身体を適度に冷やすことができる物品や設備と、水分・塩分を備えること。

作業管理

- ① 休憩時間をこまめに設けて連続作業時間を短縮すること。
- ② 身体作業強度が高い作業を避けること。
- ③ 作業初日から一週間は暑さに慣れていないため、計画的に熱への順化期間を設けること。
- ④ 梅雨明け、気温が急に上昇した時、新たな作業を行う場合、長時間作業から離れた後に再度作業を行う場合等においては特に留意が必要であること。
- ⑤ 自覚症状の有無にかかわらず作業の前後、作業中に定期的な水分及び塩分の摂取を行うこと。
- ⑥ 作業中に巡視を行い確認等により水分及び塩分の摂取を徹底すること。
- ⑦ 熱を吸収する服装や保熱しやすい服装は避け、透湿性及び通気性のよい服装を着用すること。

健康管理

- ① 警備員等が熱中症の発症に影響を与える疾患(糖尿病、高血圧症、心疾患など)がある場合、熱中症になるリスクが高くなるので、産業医等と相談し適切な対応をとることが必要であること。
- ② 体調不良、朝食未摂取等は熱中症の発症に影響があるので、作業前に健康状態を確認すること。
- ③ 作業中、警備員同士で声をかけ合い、相互の健康状態に留意すること。
- ④ 休憩場所等に体温計や体重計等を備え、必要に応じて体温、体重その他の身体状況を確認すること。



危険予知活動

1 危険予知とは

人間は、つい「うっかり」や「ぼんやり」したり、横着して近道や省略行動をすることがあります。このような人間特性による誤った行動（ヒューマンエラー）と、設備面や管理面での不備が原因で事故・災害は起こります。これをなくすには、機械設備などを安全にすると同時に、ヒューマンエラーを防ぐための、「人」の面の対策が必要です。

この「人」の面での対策に有効な手法が「危険予知」(KY)です。作業の前に、その作業に「どんな危険が潜んでいるか」みんなて話し合い、「ここが危ない」と危険予知(KY)する。そしてその「危ない」状況への対策を決め、即実行する。このような日々の危険予知活動は、ヒューマンエラー事故防止の決め手です。

2 警備業における危険予知の活用

警備業では派遣先で設備面や管理面での対策が十分になされていない場所（派遣先の従業員が通らない場所を通る等）も多いことから、日ごろから危険感受性を高めるための訓練（危険予知訓練＝KYT）を行い、事故を未然に防ぐことが大切です。次ページで危険予知の事例を紹介します。

3 危険予知(KY)の進め方

危険予知は作業別責任者がリーダーとなって、毎日の朝礼や作業前ミーティング時に毎日の作業について5分程度で、全員で行うとよいでしょう。

(1) 危険の洗い出し

「どんな危険が潜んでいますか？」のイラストを全員で見せ、その作業に潜む危険について考えましょう。その際リーダーはイラストシートを全員に見せて「作業」を読み、読み終わったら次のように言いましょ。

「どんな危険が潜んでいますか？イラストに描かれた人になったつもりで、想像できる危険を自由に書いてください。」

過去に「ヒヤッ」としたり「ハッ」としたことを思い出すなど数多く出してもらうことがポイントです。全員がどんどん発言できる雰囲気をつくりましょ。

(2) 特に重要な災害に結びつく危険項目の選び出し

いろいろと出てきた危険の中から“特に重要な災害に結びつく危険項目”を全員の話し合いで1～2項目選びましょ。ここでは、よく起こりがちなもの、起きたら大事になる項目などを判断基準として全員の合意で選択します。選び出した項目を、“危険のポイント”として全員で指差し唱和で確認することも良いでしょう。

(3) 対策を立てる

選択した特に重要な災害に結びつく危険の項目について対策を話し合いましょ。対策は作業者の立場になって、全員で実行可能な内容を出し合います。そして、出した対策の中で全員が必ず実行する内容を全員で決めます。全員で決めた対策については作業を行うときに実行しましょ。

どんな危険が潜んでいますか？ <危険予知演習例>

イラストに描かれた人になったつもりで、想像できる危険を自由に出してください。

演習 1

作業 現場にて脚立を使って監視カメラの状態を確認しようとしている。

性別 男性

年齢 40代

場所 契約先の玄関



回答例

<ア 危険の洗い出し> どんな危険が潜んでいるか？	
<イ 特に重要な災害に結びつく危険項目の選び出し> 重要と思われる危険に○印。さらにしほり込んで特に重要と思われる“危険のポイント”に◎印・7がーう	
◎	カメラの細部を点検しようと脚立から身を乗り出したとき、脚立がぐらつきよろけて落ちる。 (不安全な行動) (不安全な状態) (現象)
2.	片側の開き止めが外れかけていたので、脚立に上ろうと足をかけたとき、脚立がねじれて、転ぶ。
3.	脚立の天板にまたがろうとして、脚立がぐらつきよろけて落ちる。
④	カメラを見ながら降りたので、段差に気づかず足を踏み外して転ぶ。
5.	
6.	
7.	
<ウ 対策を立てる> 全員で話し合って実施すると決めた対策については※印を付す。	
◎印のNo.	※印 具体的に実行可能な対策
1	※ 1. 点検しづらいと感じたら、脚立から一度降りて脚立を移動させる。 2. 別の作業者が脚立を支えながら作業をする。 3. ヘルメットを着用する。

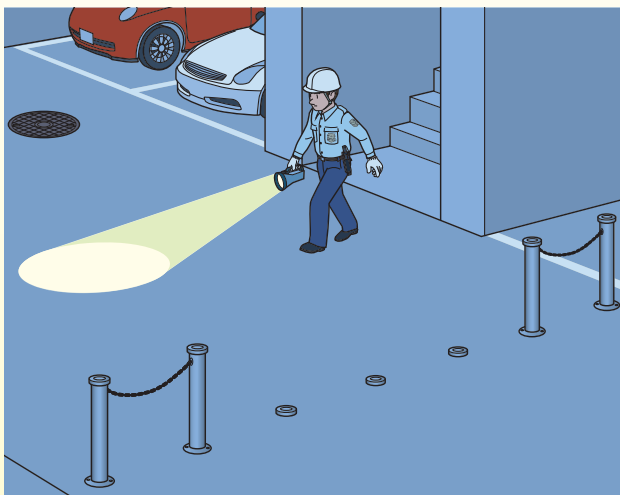
演習 2

作業 夜間定時巡回のため、駐車場を歩いている。

性別 男性

年齢 50代

場所 駐車場



回答例

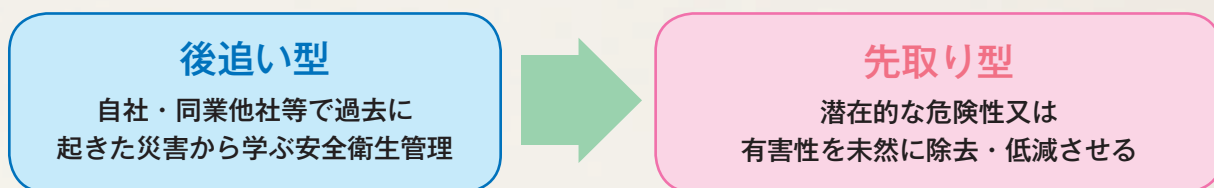
<ア 危険の洗い出し> どんな危険が潜んでいるか？	
<イ 特に重要な災害に結びつく危険項目の選び出し> 重要と思われる危険に○印。さらにしほり込んで特に重要と思われる“危険のポイント”に◎印・7がーう	
1.	近づいてきた車に気を取られ、マンホールに気づかず足を滑らせて、転倒する。 (不安全な行動) (不安全な状態) (現象)
②	駐車している車が動き出した際に階段の出入口で死角になって見えなかったため、車に接触する。
3.	懐中電灯で少し離れた場所を照らしていたので、足元を確認しておらず、収納された杭の頭につまずいて転倒する。
◎	階段の明るい場所から駐車場の暗い場所に出たため、暗順応により目が眩み、フェーンに気づかず引っかり、前のめりに転倒する。
5.	
6.	
7.	
<ウ 対策を立てる> 全員で話し合って実施すると決めた対策については※印を付す。	
◎印のNo.	※印 具体的に実行可能な対策
4	※ 1. 階段から駐車場に出る際はすぐに巡回を開始せず、目が慣れるまで時間をおく。 2. 巡回マップを作成し、巡回前に危険箇所を確認しておく。 3. 駐車場の照明を明るくする。

リスクアセスメント

1 リスクアセスメントとは

リスクアセスメントとは、事業者自らが作業現場にある危険性又は有害性を特定し、それによる労働災害（健康障害を含む）の重篤度（けがなどの程度）とその災害が発生する可能性を組み合わせることでリスクを見積り、そのリスクの大きさに基づいて対策の優先度を決めた上で、リスクの除去、低減措置を検討し、その結果を記録する一連の安全衛生管理手法です。

このように、リスクアセスメントは、災害が発生する前に危険などを摘み取る労働災害防止のための予防的手段（先取り型）であり、従来までの自社で発生した（他社で発生した）労働災害から学び、労働災害発生後に行う事後対策（後追い型）とは異なる取り組みです。



2 リスクアセスメントの実施手順

リスクアセスメントを実施する場合の実施ステップは、以下のとおりです。



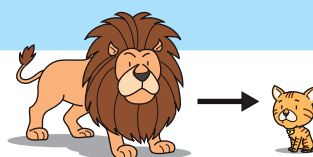
3 リスク低減措置の検討及び実施

原則としてリスクレベルが高いと評価されたリスクから、リスクの除去・低減措置案を検討します。リスク低減措置は、法令に定められた事項がある場合にはそれを必ず実施するとともに、次に掲げる優先順位（可能な限り高い優先順位のもの）で検討し、実施することが重要です。

法令に定められた事項の実施（該当事項がある場合）

①危険な作業の廃止・変更

危険な作業の廃止・変更、
危険性又は有害性の低い材料への代替、
より安全な施工方法への変更等



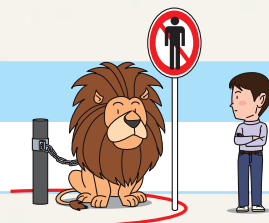
②工学的対策

カバー、局所排気装置、防音囲いの設置等



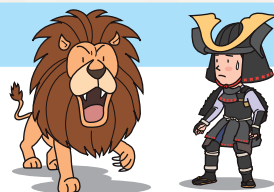
③管理的対策

マニュアルの整備、立入禁止措置、ばく露管理、教育訓練等



④個人用保護具の使用

上記①～③の措置を講じた場合においても、
除去・低減しきれなかったリスクに対して
実施するものに限られます。



高

リスク低減措置の優先順位

低

費用、時間、労力などを勘案し、可能な限り優先順位の高いリスク低減措置を実施する必要があります。

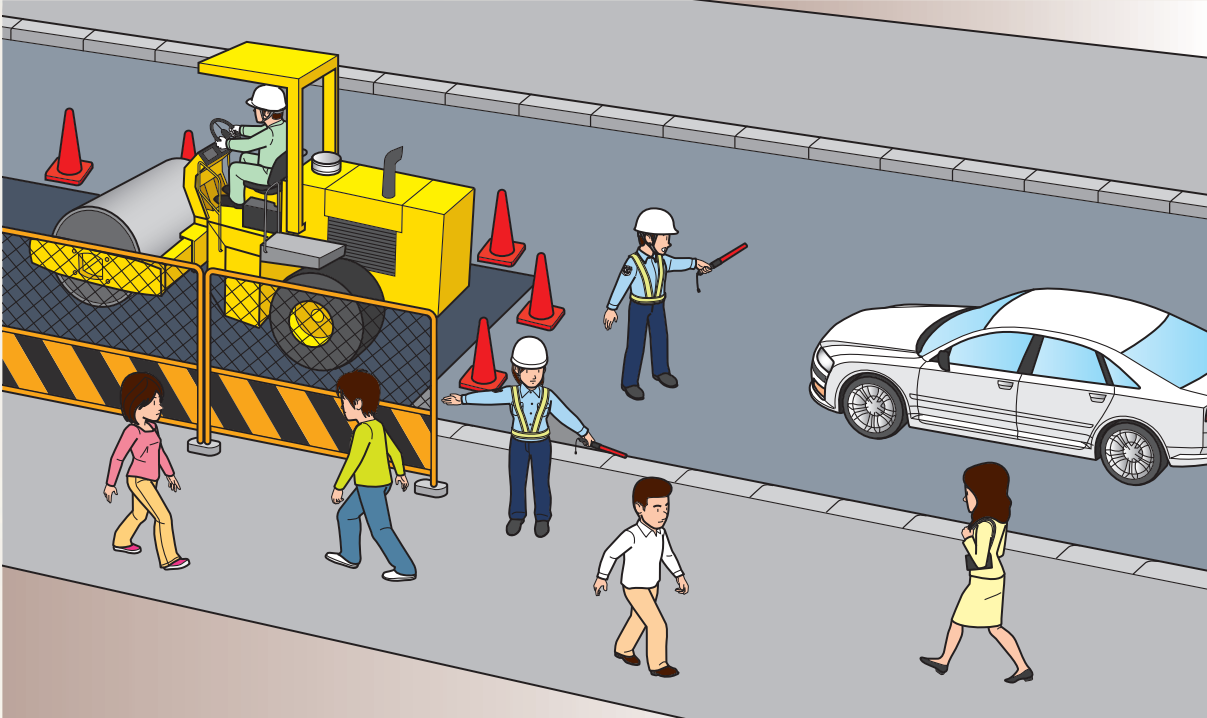
低減措置案検討の留意事項

- ①機械設備や装置の改善をしたり、原材料を変更したりすれば、重篤度は下がり、したがってリスクレベルも下がりますが、一般的に作業手順の見直しや保護具の着用などの人に委ねる対策だけでリスクレベルは下げずに管理していくことが望まれます。なぜなら、作業者は、作業手順の逸脱や操作ミスを行ったりすることも多いからです。
- ②リスクレベルが低減されていないものは、あるがままの状態を記録し、リスクが存在している（残留リスクがある）ことを周知徹底しましょう。

4 リスクアセスメントの演習

演習①

道路舗装現場において、ローラーが前後に動いているところを2人の警備員がそれぞれ一般車両と歩行者を誘導している。



<リスクの見積りに用いる計算方法と3つの要素の区分例>

①頻度＋②可能性＋③重篤度＝④リスクポイント

①危険状態が発生する頻度

頻度	点数	内容の目安
頻繁	4	日に1回程度
時々	2	週に1回程度
ほとんどない	1	半年に1回程度

②危険状態が発生したときに危害に至る可能性

可能性	点数	内容の目安	
		危険検知の可能性	危険回避の可能性
確実である	6	事故が発生するまで危険を検知する手段がない	危険に気がついた時点では、回避できない
可能性が高い	4	十分な注意を払っていないければ危険がわからない	専門的な訓練を受けていなければ回避の可能性が低い
可能性がある	2	危険性又は有害性に注目していれば危険が把握できる	回避手段を知っていれば十分に危険が回避できる
ほとんどない	1	容易に危険が検知できる	危険に気がつけば、けがをせずに危険が回避できる

③負傷又は疾病の重篤度(危害の重大性)

重篤度	点数	内容の目安
致命傷	10	死亡や永久労働不能になるけが、障害が残るけが
重傷	6	休業災害(完治可能なけが)
軽傷	3	不休災害(医師による措置が必要なけが)
軽微	1	手当後直ちに元の作業に戻れる軽微なけが

④リスクレベルとリスクポイントの対応

リスクレベル	リスクポイント	リスクの内容	リスク低減対策の進め方
Ⅳ	12～20	直ちに解決すべき問題がある	直ちに中止又は改善する
Ⅲ	9～11	重大な問題がある	早急な改善が必要
Ⅱ	6～8	多少問題がある	改善が必要
Ⅰ	5以下	必要に応じて低減措置を実施すべきリスク	残っているリスクに応じて教育や人材配置をする

演習する内容は、リスクアセスメントのステップのうちの3つのステップです。

演習 1 危険性又は有害性の特定

課題をみて、どんな危険性又は有害性があり、それによって、どんな災害が発生するのかを想定しながら、記入用紙の1「工具、機械設備名」欄、2「危険性又は有害性により発生のおそれのある災害」欄に表現してみましょう。さらに、その作業に対して現在行っている対策について3「既存の災害防止対策」欄に記入してください。

演習 2 リスクの見積り

特定されたリスクについて「リスクが発生する頻度」「リスクが発生したときに危害に至る可能性」「負傷又は疾病の重篤度(危害の重大性)」という3つの要素による『加算方式』でリスクを見積り、記入用紙の4「リスクの見積り」欄に記入します(計算方法・3つの要素の区分例についてはP.16参照)。

演習 3 リスク低減措置の検討

危険性又は有害性により発生のおそれのある災害について、どのようなリスク低減措置が必要かその案を考え、記入用紙の5「リスク低減措置案」欄に記入します。リスク低減措置案は、可能な限りP.15の優先順位の高いものから考えましょう。

また、考えたリスク低減措置案を実施した場合のリスクを想定し、再度見積りについても記入用紙の6「措置案想定リスクの見積り」欄に併せて記入してください。残留リスクがある場合は7「備考」欄に記入しましょう。

記入用紙

1 工具、 機械設備名	2 危険性又は有害性により発生のおそれのある災害 「～なので、～して」+「～(けがの内容)になる。」	3 既存の災害防止対策	4 リスクの見積り				5 リスク低減措置案	6 措置案想定リスクの見積り				7 備考 (残留リスク への対応について)		
			① 頻度	② 可能性	③ 重篤度	④ 合計点数		① 頻度	② 可能性	③ 重篤度	④ 合計点数			
(記入例) ローラー	一般車両の交通誘導を行う警備員が、進入しようとした一般車両を止めようと数歩下がったところ、後進してきたローラーに激突され、背骨を損傷する。	安全教育	1	6	10	17	IV	ローラーが前後進する際は、警告音を鳴らす。	1	2	10	13	IV	鉄製の柵を設置し、ローラーが前後進する場所への侵入を禁止する。

災害の要因となる工具、機械設備名を記入する。

危険性又は有害性によって発生のおそれのある災害を記入する。
※災害の背景や原因等をわかりやすく記述する。「～なので、～して」+「～になる」

現在行っている対策を記入する。

リスクを見積り、リスクレベルが高い場合は、直ちにリスク低減措置を講ずる必要がある。

具体的なリスク低減措置を記入する。

低減措置後、再度リスクの見積りを行う。

残留リスクがある場合は、その対策について記入する。

演習②

プラットフォームから警送車両へ硬貨が入った麻袋を積み込んでいる。



記入用紙

1 工具、 機械設備名	2 危険性又は有害性により発生のおそれのある災害 「～なので、～して」 + 「～（けがの内容）になる。」	3 既存の災害防止対策	4 リスクの見積り				5 リスク低減措置案	6 措置案想定リスクの見積り				7 備考 (残留リスク への対応について)		
			① 頻度	② 可能性	③ 重篤度	合計 点数		① 頻度	② 可能性	③ 重篤度	合計 点数			
(記入例) 警送車両	麻袋を警送車両に積み込む際、麻袋を持ち上げながら勢よく振り向こうとし、車両にかけていた足を滑らせ、プラットフォームから落下し右足を骨折する。	安全教育	2	1	6	9	III	プラットフォームの下で麻袋を受け取る者を配置する。	1	1	6	8	II	作業前に作業手順の確認を確実に実施する。
	災害の要因となる工具、機械設備名を記入する。	危険性又は有害性によって発生のおそれのある災害を記入する。 ※災害の背景や原因等をわかりやすく記述する。 「～なので、～して」 + 「～になる」	現在行っている対策を記入する。	リスクを見積り、リスクレベルが高い場合は、直ちにリスク低減措置を講ずる必要がある。	具体的なリスク低減措置を記入する。	低減措置後、再度リスクの見積りを行う。	残留リスクがある場合は、その対策について記入する。							

安全衛生教育

1 警備業における安全衛生教育

警備業法に定める教育事項のほか、安衛法上次の安全衛生教育を実施しなければなりません。

安全衛生教育は、法令に定めるところによって事業者が自ら実施するほか、全警協、県協会、労働災害防止団体等が行う教育を活用することが望ましいです。

(1) 雇入れ時等の安全衛生教育

事業者は、警備員等を雇入れ、又は警備員等の業務内容を変更したときは、当該警備員等に対し、遅滞なく、次の事項のうち当該警備員等が従事する業務に関する安全又は衛生のため必要な事項について教育しなければなりません。「雇入れ時等の教育」の具体的な内容については、労働安全衛生規則第35条に規定されています。

(2) 衛生管理者等に対する教育等

事業者は、店社における安全衛生の水準の向上を図るため、衛生管理者、衛生推進者その他労働災害の防止のための業務に従事する者に対し、これらの者が従事する業務に関する能力の向上を図るための教育、講習等を行い、又はこれらを受ける機会を与えるように努めなければなりません。

(3) 安全衛生教育計画

事業者は、前述の安全衛生教育について、次に掲げる事項を定めた計画書を作成するように努めなければなりません。

- ①教育対象
- ②教育実施の時期
- ③教育内容
- ④教育方法

2 中高年齢者等についての配慮

事業者は、中高年齢者、身体障害者その他の労働災害の防止上その就業に当たって、特に配慮を必要とする者（警備経験に乏しい臨時警備員等を含む）については、これらの者の心身の条件に応じて適正な配置を行うように努めなければなりません。

本書は、「警備業における労働災害防止のためのガイドライン」の普及啓発用資料です。
当該ガイドラインには、より具体的な安全衛生管理の進め方等を掲載しています。

警備業における労働災害防止のためのガイドラインのポイント

平成 25 年 2 月発行

中央労働災害防止協会 企画広報部

〒108-0014 東京都港区芝 5-35-1 TEL 03-3452-6186

ホームページ <http://www.jisha.or.jp/>